

議事日程第3号

平成26年12月12日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 14件

議案第55号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 指定管理者の指定について

議案第70号 指定管理者の指定について

議案第71号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第72号 可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産処分について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 3件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会付託事件 2件

議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例の制定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 田中宣行	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾昌文	議会事務局 書記 渡辺一直
--------------	------------------

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 高山由行君、2番 山口政治君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第55号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 平成26年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第61号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

1点だけ確認をしておきたいと思いますが、この条例の改正につきましては、女性隊員10名を新たに発足させるということで、本部付ということで、特にその任務については、いわゆる消防活動のサポーター的存在として設置をしている。これは、団員の確保の問題、それから最近の消防事情から見ますと当然の制度であり、ぜひこれは導入し、育成していただきたいと思っておりますけれども、婦人団体協議会の防火女性クラブ、この位置づけが今後どういう形になるかということだけ、1点教えていただきたいと思っております。

議長（加藤保郎君）

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

女性防火クラブにつきましては、今、婦人団体協議会が母体となっておられまして、御嵩町、数字といたしましては会員が100名ということで活動していただいております。その活動につきましては、文字どおり、今までどおりということでお願いするということで、先般も役員会のほうに、この女性消防団員の新たな条例化につきましてはお断りをしてきまして、そのあたりも御説明をしてきました。

年齢層的に、やはりまた違った活動の仕方というのもあると思っておりますので、今後とも、そのあたりにつきましては、町政といたしましても支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

お互いにそれぞれの職責ですみ分けができると思っておりますが、婦人団体協議会のほうの若干の意向が、もし女性消防団員の体制を整えるなら、私たちは用済みだから解散しましょうかとい

うような協議までされておるとい話を聞いておりますが、その辺の対応だけ、今後とも併用して、女性防火クラブを存置させたいということであるなら、それなりのきちとした説明と、それなりの処遇等についてきちと協議をされることをここでお願いしておきます。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第62号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第64号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

条例の新旧対照表のほうですけれども、現行中段に、これに3万円を上限として加算するものとするというふうにあります。今までは保険料を合わせて42万円支給していただいていたわけですけれども、この改正案のほうも3万円を上限として加算するものとするので、この3万円についてはどういったものになるのでしょうか。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

質問にお答えさせていただきます。

今まで上限3万円ということでした。改正案のほうも特に変わってございませんので、上限3万円のままでございますので、あくまでも上限が3万ということでした。今までは上限の目いっぱい3万ということでしたけれども、今回は42万円になるようにということで1万6,000円ということになりますので、上限設定はそのままであるということですので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

3点、お伺いをいたします。

1つ目ですけれども、まず保護者の方が安心して預けられるために、どのような体制で臨んでいらっしゃるかということで、例えば何かトラブル等が起こったときに、担任の先生や保護者との連携が必要ではないかと思われませんが、その点についてはどういうふうに対応していかれますかということが1点目。

それから2点目ですけれども、この指導員ですが、現在、男性の方が1人いらっしゃるというふうに聞いていますけれども、やはり男性の指導員の方が何人かいらっしゃるほうが望ましいという声をよく聞きますが、今後、その指導員の方について、男性の方をどのようにして雇っていくか、なかなか難しいと思いますが、何か方針があればお聞かせください。

3点目ですけれども、指導員の資質の向上のための研修制度というものはどのようになっていますか。現場に出て、初めていろんな悩みが出てきたりすることもあると思うわけですが、そういったときに、やはり研修制度があるといいのかなと思うんですが、その点について、この3点についてお伺いをいたします。

議長（加藤保郎君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

岡本隆子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目でございますが、保護者が安心して預けられる放課後児童クラブになるためということでございます。平成20年度から所管を教育委員会が持つようになったということで、学校教育課の学校教育係の係長が総括し、その中に主任と副主任を配置して職務に当たらせておるところであります。特に放課後児童クラブの入部保護者説明会などではきちっと説明して、そういったトラブルの対応についてもお話をしているところでございます。

現在、御嵩小学校は2つのクラブ、伏見小学校は1つのクラブで、定員40名というところを、1つの教室5人体制で行っております。全ての人が中学校や小学校や保育園の免許を持ち、保育士の免許も持ちながらやっているところでございまして、その中で互選でリーダーを選び、お互いに連携をとりながら子供たちに対応するようにしているところでございます。

平成19年に放課後児童クラブガイドラインというのが出されまして、それに基づいて研修なども行いながら対応できるようにしているところでございます。

学校教育課、教育委員会が担当するようになって一番よかったなと思うことは、平成22年度より指導者の職員会というのをやっているわけですが、その中に学校の校長や教頭も入り、一緒になって情報交流しながら職務に努めているという点が、そういったトラブルの対応についても相談をしながらやっていけるという点ではありがたいことだと思っております。

今後も、さらに子供たちが、また預ける保護者も安心して通える放課後児童クラブを目指していきたいと思っておるところでございます。

2つ目です。男性の指導員についてであります。昨年度までは募集している資格が教員免許、または保育士の資格を持っているという前提がございましたので、基本的に女性ばかりが入ってみえたことは確かです。すばらしい人格者ばかりが来ていただいておりますが、昨年度からちょっと緩めまして、所持している人を優先という形にしましたので、本年度、資格のない人でも入って見える方も見えます。来年度は、特にまた支援員と補助員という形に変わりましたので、ぜひ男性の方も、資格のない方も補助員という形で入れるわけですから、募集して入ってきてくださるとありがたいなと思っております。

小学校や中学校のように、男性職員、女性職員がそれぞれの特質を生かして子供たちの世話をしてくれるということを私は願っているところであります。

最後ですが、研修についてでございます。これは一番大きな研修になっているのは、毎月行っている職員会でございます。教育委員会の者と校長、教頭が参加し、その中で、こんな場合にはどうしたらいいのかという、まさに現場での研修、OJTをやっているということになる

わけですけれども、それが一番の力になっているとっておりますが、来年度からは資格を持っている人もきちっと認定研修を受けるという形に法が改正されましたので、全ての方が、今までは県レベルでは研修はありましたけれども、なかなか参加できるという状態ではありませんでした。きちっとそういうのに参加することになりますので、力はますますつけていただけるなあとっております。

もちろん、そのような研修に出るときには、勤務であるという形で勤務時間として位置づけて、さらに資質向上に意欲的に参加できるように進めていきたいということを思っているところでございます。以上でございます。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいまの教育長の説明につきましては、全くそれでいいと思うんですが、要はこの7条関係の改正というのは、指導員が募集してもなかなか集まらないという部分を考慮しての改正だろうと思っておりますけれども、しかし、必ずしも資格にこだわる必要はないかと思っておりますが、やはり支援員と、いわゆる補助員という形でいけば、これは有資格者できちっとした管理ができるのではないかと。さらに、手薄なところに補助員をつけて、そして万全な体制をとる、こういう改正については、私はいいと思っております。これは待遇の関係で格差が生じるのか、同じ嘱託員として、その辺のところはどうなるのかということが、まず1点。

それから、今回は上之郷小学校区の放課後児童クラブの設置に向けての改正ということでありまして。私ども説明を受けておる段階では、保育所に設置をするということでありまして、保育所の就業時間内、ないしは延長保育等を含めて、その時間内に児童が園に入る可能性がある、下校時間の関係で。この辺のすみ分けと、保育行政に影響を及ぼす可能性があるんじゃないかという、一部若干懸念しておるんですが、時間的なかぶり等を含めてですね。

それから職員室、職員の利用、いわゆる保育所の職員室等を多分兼務で利用されるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺の保育行政と放課後児童クラブとのきちっとしたすみ分け、対応が考慮されておるかどうか。この2点、お願いいたします。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

谷口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目が支援員と補助員の格差の問題でございますけれども、賃金関係ですね。今現在、来年度当初予算のほうでは、今年度までは同一賃金でございましたが、一応有資格者と資格のない者ということで賃金格差をつける考え方で進めております。

2点目の保育所との関係でございますが、保育所との関係につきましては、福祉課との協議をこの秋ぐらいから始めまして、まず初めに、上之郷保育園に児童クラブ設置の適否とかについて協議をし、現段階では将来的にも問題はないという協議結果となりましたものですから、上之郷保育園ということで、その後、クラブ設置について、開設時の保育園の設備利用などの具体的な協議を行いました。ということで、現在に至っておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

現段階の判断では問題ないという判断でありますけれども、小学校に放課後児童クラブを併設するときには、これは学校教育法との関係でなかなか当初は難しかった。しかし、空き教室等の利用ということで、きちっとしたすみ分けの中で何とかこの制度を導入できるという形で、実は学校施設についてお願いしてきた経緯がありますが、そのときにもきちっと学校の就学時間、終業時間と、それから放課後の利用については、これをきちっとしたすみ分けをした中で、いわゆる教室もきちっと分ける。その中で対応してきたというのがありますが、今回の保育所については、その辺のところ、施設も狭いですし、果たして大丈夫かなという実は懸念を持っておりますので、この点だけはきちっと対応していくような体制を整えていただくようお願いをしておきます。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

第4条の1番ですけれども、改正案におきましては、集団における指導が困難と認められる者というふうに、とてもざっくりした感じになったように思うんですけれども、具体的にはこれはどういった内容、どんな方が指導が困難と認められるということになるのか。どの時点といたしますか、その困難と認めるのはどなたなんですか。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

大沢議員の御質問にお答えをいたします。

集団における指導が困難と認められる者につきましては、児童クラブも40人定員の集団でございますので、指導員の指導に従えないような児童については入部を制限するというところでございます。例えば、学校でいえば、補助教員が個別について教育支援を行わなければならないような児童を想定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

あと、どなたが判断されるかということにつきましては、入部の許可は町長になります。申請を町長にいたしますので、最終的には町長ですけれども、我々学校教育課の職員が学校と指導員と保護者と連携をとりながら判断をしていくということになりますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

指導が困難と認められる者ということに関してはわかりましたので、その中に現行の1番も含むということになりますか。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

現行の1番は、学校安全法施行規則第18条に規定する感染症を有する者ということになりますけれども、この方は含まれませんので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

そうしますと、現行の1番の方は入部できるというふうに受けとめてよろしいんですか。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

現行の1番、学校安全法施行規則の感染症というのは流行性のものの感染症でございますので、基本的にこの児童クラブの入部は、就学しておる児童ということが対象でございますので、

当然その時点で感染症が発生しておれば、児童クラブには入部できないという考え方でおりますので、よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第69号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

2点、お伺いをいたします。

まず、このささゆりという事業所では、在宅の障害者に対し、日中における活動の場を確保し、手芸、工作、スポーツ等、創作活動を確保し、社会生活への適応のために必要な訓練及び見守りを行うというふうにあります。ここでの実績をどのように評価していらっしゃるかとということが1点です。

2点目が、このときから管理者が変わるわけですが、これまでの慈恵会の職員は、そちらに戻るといふような説明だったと思うんですが、新たな職員確保については問題ないと考えてい

らっしゃるのか。その2点についてお伺いをいたします。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のささゆりの実績ということでございますけれども、今回、NPO法人ということで、ささゆりの設立されたのが今年度、6月2日となっております。これは資料を確認しました。その中で、今年度の実績は、そんなに多くはないんですけれども、これまでの実績としましては、まず岡本議員さんがおっしゃられたように、日中一時支援事業ということを実施しておりまして、これが利用者は今のところ1件ということです。

それから、ほかに計画相談、ケアプランの作成という業務を行っておりまして、こちらは、今4件を取り組んでおるところです。

現場につきましては、今、ささゆりのほうの話では、暫定的なことと考えているという話なんですけれども、ちょうど住所地が赤坂住宅の中で家を借りて対応しておられて、従業員がそこに入って、こういう事業に携わっているということで聞いております。

実績ということでいくと、このささゆりとしてはこれだけなんですけれども、今回、ささゆりの代表者としてなっておられる蔵澄さんにつきましては、こちらのほうにつきましては、長い間、これは昭和53年からになりますけれども、これ履歴書のとおりなんですけれども、社会福祉法人岐阜県福祉事業団というところに平成25年までずっと、いろんな立場で勤められて、最後には要職にもつかれ、現在は、またその別の特定非営利活動法人の秋桜、つくしんぼの所長を今現在もやっておられる状況です。

こういった実績を踏まえて、そういう経験、それからその豊富な人脈などからこういう事業を進めておられるということで、実績はまだささゆりとしては少ないんですけれども、こういう実績を背景に評価をしていこうと思っております。

それから、慈恵会から今度かわっていくということで、スタッフの不安ということであると思っておりますけれども、これにつきまして、計画によりますと、まず少なくとも現在のあゆみ館のほうの施設長がそのまま引き継いでやっていただくようにしていく計画というふうに聞いております。

それから、スタッフにつきましても、今のあゆみ館に勤めているスタッフをできる限り引き継いで採用していきたいということを考えているという計画の説明を受けております。

それと、先ほど申し上げましたけれども、この代表の蔵澄さん自身が長い間社会福祉法人の、先ほど申し上げました社会福祉事業団に勤めておられまして、いろんな立場でいろんな施設に

かかわっておられた人脈などから、既に今後の新しい法人について一緒にやっていけるという人材について、当然そういう想定はしているという説明も受けております。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これ、実は今日まで慈恵会に指定管理ということでお願いをしてあった施設だと思いましたが、特に問題があったわけですか。今回、慈恵会が手を引かれたというのはどういうことなんですか、その辺のところ。

それから、今日までの運営管理上、支障を来してきたのかと。利用者のほうの要望、その父兄会の要望、そういうものに対して十分応えられてきていなかったのか、その辺のところを含めて。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

ただいまの質問に答えをさせていただきます。

今の慈恵会の、少なくともあゆみ館の運営に問題があったかという話なんですけれども、これも現場を福祉課の職員としてかかわっていく中、それからいろんな話の中で、現場の運営に特に問題があったという話は聞いてはおりません。現場の少なくとも保護者というか、利用者へ、大変良好な遂行ができていているというふうに聞いております。

それから、今回、公募させていただいて、期間を2カ月近くとらせていただいた中で、応募してきたところが2カ所あって、これについて町の要項に従って選考をした結果、今のこちらのささゆりのほうという結果になっております。

たまたま2事業者が出てきたという、応募があったということでございます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

通常、これは3年なり5年なりの期間を定めて指定管理で民間委託をするという制度でありますけれども、その一定の期間、指定管理者を指定して運営して、何ら支障がなければ、おのずから更新という、それが通常じゃないかと思うんですが。町の方針として、指定管理という

のは、一定の期間が終わったら、もう全てまた改めて公募という形をとられるわけですか。この辺のどうですか、その対応というのは。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

指定管理につきまして、今のお話で、ちょうど慈恵会につきましては、確かに1回更新して、これで10年になります。今度は指定管理そのものがどうかという話になりますけれども、基本的に指定管理というのは、やはり広く門戸を開いて、公募が原則的な考え方で指定していくというのが指定管理制度の基本的な考え方になります。

ただし、今、谷口議員がおっしゃられるように、当然良好な運営ができていて、仮に全く全ての面で問題がなければ、その実績からまた引き続きというのが誰もが思う話で、安心して経営を任せられるということになります。

今回につきましても、現場のほうで良好な運営ということも確認、先ほどのお答えのとおりなんですけれども、もう1つ、今回の議案の資料のほうにちょっと表示させていただいておりますけれども、議案の資料集のほうの46ページ、これは前にも説明をさせていただいておりますけれども、指定管理選定の中でどういうことかというのを、本当に概要だけなんですけれども、報告書としてまとめてあるものです。この中で、要は選定委員会でこのささゆりのほうが評価が高かった理由について、下の丸で説明しておりますけれども、これはあゆみ館の家族会などからグループホームに向けた取り組みの要望が強くありまして、こちらのほうへの事業に向けた取り組み姿勢について、この選考委員会の中では、ささゆりのほうが積極性が大きかったということがありますし、もう1つ下の丸のほうですけれども、利用者、保護者、近隣住民に対する施設経営委員会なんかを設置するとか、こういう具体的な事業の透明性を図るような施策についての提案が、より具体的に積極的な提案があったということがありまして、評価した結果で、今回はささゆりに変更をしていくというような結果になっております。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第70号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

これに関しましては、今度指定管理者となる団体がみたけスポーツ・文化倶楽部ということなのですが、ここは児童館についての実績はないかと思うんですけれども、その点で大変心配があります。

そこで、まず、みたけスポーツ・文化倶楽部が現在やっております、みたけ健康館とあっと訪夢の運営状況について御説明をいただければありがたいです。

それから、児童館についての実績はないですが、その点についてはどのように考えていらっしゃるかということと、今の運用状況とその点が2点目。

それからもう1つですが、今回、指定管理者の募集に対して、この1カ所しか応募がなかったわけなんですけれども、この件についてはどういうふうに分析していらっしゃるか。1カ所しかなかったということについてはどう考えているかということについて、3点目。

それからもう1点ですけれども、運営についてはちょっと不安が残るので、定期的に運営状況について議会の委員会なり協議会なりで報告していただけるとありがたいと思うんですが、その点についてはどうか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

質問の中の最初の、みたけ健康館、それからあつと訪夢の実績の部分についてお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、スポーツ・文化倶楽部のほうがみたけ健康館の指定管理者になったのが4月からでございますので、一応10月までの半年間の部分の実績ということでお願いしたいと思います。昨年度の直営のときと、それからスポーツ・文化倶楽部の指定管理になってからの利用者の人数のまず比較をさせていただきたいと思います。

みたけ健康館での高齢者筋トレ教室でございます。こちらが25年度につきましては、教室を全部で3回実施させていただいております。そのうち、2回までという部分のところの比較をさせていただきたいと思います。今年度、まだ2回目の教室の途中でございますので、単純比較はちょっとできないわけでございますが、その比較をまずお願いしたいと思います。25年度の2回分までの教室の参加者の合計数が434人でございます。それから今年度、2回目のところなんでございますが、全20回のうちの9回のところまでの数字でございますので、単純比較が非常に難しいのでございますが、今現在が264人ということで、170人の減ということになっております。これは回数が減っておるということが理由かなというふうに思っております。

それから、高齢者筋トレのフォローアップ教室でございます。こちらにつきましては、25年4月から10月までで、昨年度につきましては3,066人の方が参加されました。今年度につきましては、10月までで3,484人ということで、利用者が418人ふえておるという状況でございます。

それから、一般成人筋トレでございます。こちらにつきましても10月までの数字でございますが、昨年度が1,242人でございます。今年度は1,331人ということで、差し引き89人の増というようなことになっております。

高齢者筋トレの部分は、先ほど言いましたようにちょっと単純比較はなかなか難しいんですけども、フォローアップ教室、それから一般成人筋トレとも参加者がふえておるということでございます。特に高齢者の筋トレフォローアップ教室、こちらのほうが順調に伸びてきておるかなあというふうに思っておるところでございます。

それから、あつと訪夢でございますが、こちらについても10月までの利用者、来訪者の合計数のところで比較をさせていただきたいと思います。あつと訪夢につきましては、昨年10月までで4,789人ございました。今年度につきましては5,080人ということで、差し引き291人の増というようなことで、利用者は伸びておるというような状況でございます。

利用者の比較は以上でございますが、みたけ健康館のほうがございますが、指定管理者がスポーツ・文化倶楽部になってから、今まで直営でやっていたところの比較というか、制度の改善点のところでございますけれども、改善点につきましては、まず利用者の利便性を考慮いたしまして、一般成人筋トレの開催日、それから開催時間をふやしていただいたということでご

ございます。具体的に申しますと、みたけ健康館の一般筋トレの教室の開催日が今まで月・水・金、平日でございますが週3日であったのが、月曜日から金曜日、平日毎日になったということ。それから土・日につきましても、土・日は今までお昼13時から16時までの開催時間でございますけれども、こちらにつきましても午前9時から12時の部分も開催していただけるようになったということ。

それから、教室の参加料のお金の支払いのほうでございますけど、こちらにつきましても、今までは納付書をお渡しして、後で御自分で金融機関に行ってお支払いいただくというやり方をお願いしていたわけでございますけれども、こちらについても健康館のほうで現金の直接払いができるようになったということ、利用者の利便性を考慮させていただいたというようなこと。

それから、総合型、スポーツ・文化倶楽部との事業協力ということで、こちらについても総合型の講座の部分も新たな参加呼びかけというようなことで、ノルディックウォーキング講座とか、そういったような新たな事業展開をしておるといようなことでございます。

それから、講座の参加者が一人でも多く、一人で体操とかができるようにということで、今現在、エアロビ体操のDVD作成、そういったようなことも検討されておるといようなことで、事業改善もされておるかなあというところでございます。

実績は以上でございます。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

それでは、2つ目、3つ目、4つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、児童館として今回のみたけスポーツ・文化倶楽部は実績がないということについてということですが、確かに今回、当然みたけスポーツ・文化倶楽部は、実績としてはどれを見てもありません。それで、今回の公募につきましては、その後の話にもつながりませんが、1カ所ではありますけれども、みたけスポーツ・文化倶楽部がこの提案につきまして、意欲を持って応募されたということもあります。

それからもう1つは、提案の中身につきまして確認というか、申請、それからプレゼンの中でも確認しましたけれども、この中で確認したところ、町の気持ちも同じなんですけれども、今、2つある児童館に構成員が常勤の方で4名、あと非常勤もおりますけれども、この方々を見ますと、皆さんも御存じの方が多いと思いますけれども、大変優秀に意欲的に取り組まれる方々ばかりです。資格的にも、これはいろいろ国のほうからの基準等がありますけれども、基準を十分クリアした、先ほどの学校と同じで教員とか保育士の資格等が必要ということ、それ

から経験年数なんかも必要なんですけども、今、常勤4名の方を確認したところ、かなりそれを大きくクリアできるような資質を備えた方々が見えまして、提案の中では、この方々を引き続き運営で採用していきたいということを計画で盛り込んでおられまして、これは町としても望ましい話ではあると思っておりますので、こういうことから、相当経験、それから資格的にも詳しい方々が引き続き携わっていただけるということで、あともう1つは、この事業所としては新たな取り組みになりますけれども、やはり新たな取り組みをされる事業所、町内からこうやって意欲的に出てこられた方、事業所につきまして、町としてもそういう意欲的な事業所に、時には助言とか協力とか相談なんかをしながら、一緒に守り立てていきたいという気持ちも持っております。

そんなようなことで、何とか先を見て、児童館の実績はないというところでのスタートですけども、立ち上げていただければと思っております。

それから、応募が1カ所しかなかったということではありますが、確かに公募をさせていただきました。結果的に1カ所でありました。

細部になりますけれども、問い合わせ等は、1カ所以外のほかの事業所からも照会はありましたけれども、最終締め切りまでに1カ所の応募だったということでもあります。

分析ですけども、やはり児童館の業務も基本的な部分は、これは国の示すガイドライン等でかなり、児童福祉法に定められた基準を満たしながら進めていくことが必要でありますので、そういった意味で、児童館部分について言えば、いろんな工夫をしていただきたい部分がありますけれども、その部分が小さく感じられたのかなという思いもあります。あとは、事業者がいろいろな事情があってということで、結果的に1カ所だったというふうに思っております。

それから、最後の議会への何らかの情報提供という話なんですけれども、これは当然、今回こうやって今まで、先ほどのあゆみ館と同じで、継続で指定管理を受けられたところから変わるということで、大きな変わり目になりますので、その初年度であれば、特に来年度から始まった状況につきましては、節目には議会のほうへ、当然何らかの形で、ちょっと形はまたその後というふうになりますけれども、御報告をさせていただく機会をつくっていただければと思います。以上です。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回のこの議案第70号、指定管理については、中児童館、それから伏見児童館、そして伏見

地区スポーツ施設、この3つを抱き合わせで出してきたと。本来、伏見につきましては複合施設ということで、それなりに理由は立つかなという思いを持っておりますけれども、もともと児童館というのは、児童に健全な遊びを通して、そして健康増進、情操の豊かさを涵養していくという児童福祉法の精神にのっとった施設であります。それと同時に、逆に、そのスポーツ施設というのは地域住民の健康増進ということで、これは大きな意味では、ともに健康促進ということで包括してしまえば、それだけのものだと思うんですけども、本来、この指定管理の出し方に、今回問題があるんじゃないかなと。といいますのは、やはり中児童館、伏見児童館、この伏見地区スポーツ施設というのは、後から筋トレルームをつくって、ここにいわゆる複合施設化をしたという部分があって、何かひさしをつくって母屋を変えちゃったというような感がどうもあるような気がします。

そこで、まずこの指定管理の今まで委託、それから指定管理を含めて、社会福祉協議会が今日まで担っていただいた経緯があります。特に児童館につきましては、委託料は年間1,200万で、1館当たり600万ぐらいでずうっと運営してきておっていただきます。特にそんな中、職員が頑張ってくれている。それから、その人件費、運営費を含めて実はかつかつで、社会福祉協議会が運営しておる段階でも、むしろ赤字に近い。これは利益を生む場所じゃありませんけれども、相当きつい運営を強いられてきておる。年間の児童館の大きなイベントを打つときには、資金がないということで、民生委員だとか児童委員、そういう方の協力を得たり、それから赤い羽根募金の基金の一部を社協を通じて支援していただいて、何とかその行事をやっておるというような状況の中で、今日まで社会福祉協議会は、児童館運営については本当に尽力をしてきてくれたと思っております。

そういうところが、なぜ今回撤退したかという、まずスポーツ施設を併用して人員をふやさないやいけない。そこに、例えば看護師2名確保しなきゃいかんとか、相当きついノルマを仕様書の中で出しておる。それに対しても社協としては、とても対応できないという実情があるわけですね。ですから、その辺の今回のこの上程の議案の出し方というのは、僕は違うんじゃないかなと思うんですわ。仮に複合施設であっても、児童館は児童館、それからスポーツ施設はスポーツ施設で別々に仕様書で説明しておる以上は、別々に指定管理をやってもいいんじゃないかと思うんですが、その辺どうなんでしょうかね。

それともう1つは、社会福祉協議会が今回なぜ撤退したかという、この辺の理由をもう少し説明していただきたい。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

る御質問がございました。この指定管理者についてのどういう選択といいますか、基準が云々という話になってくるかと思いますが、まずこの指定管理者制度は、御嵩町の立場としては公募をしたということであり、公募に対しての応募が1つの団体しかなかったということ、これが全てであります。議会議員の選挙でも、10人の定員で10人しか立候補しなければ無投票ということになるわけです。ただ、無投票で済ますわけにはいかないという部分がありまして、本当に信頼できる事業者なのか、これから期待できる事業者なのかということの基本として話し合いをしながら、本当に受けていただけるかどうかということを確認させていただくということになります。当然、こうして議会の皆さんに上程した以上は、行政側としてはできるという判断をしたということでもあります。

また、伏見の児童館については、今、児童館に対して改築等々についての補助制度というのは全くないんです。補助制度がないということは、ある意味使い方の縛りというのはそう厳しくはないということであるなら、先ほど課長のほうから説明しましたように、筋トレのマシンを使う方々の人数が皆さんにお知らせされたわけですが、多分エリアを考えれば、ほとんどが御嵩の中の町なかの人たちと。伏見の方はほとんどお見えにならない、上之郷の方はほとんどお見えにならないという、そういう地域的な事情もありますので、当然児童館を建設する際に、後でひさしをつくったとなるという話ではございません、スタート時点から複合施設にしていこうという結論に達したわけでもあります。

また、今回の指定管理者については、社会福祉協議会のほうで理事会まで開いて、手を挙げないということをお決めになったということですので、これは組織決定をされたわけですから、御嵩町側から云々ということは言えない。ただ、スタートの時点では、今、副町長からも確認をしましたが、委託が法的に認められなくなったと。3年間の措置期間があつて、受け皿が実はなかったものですから、指定管理者として、当時副町長が民生部長もやっておりましたので、無理を言ってお願いをして受けていただいたという経緯があります。もともと社会福祉協議会は、児童館の運営には前向きではなかったと、それでも支障があつたわけではありませんけれど、少なくとも誰か運営する団体があれば、そちらに任せたいという思いがずうっと運営をしながらあつたと、私は理事会等々の結果を聞いても感じておりますけれど、少なくとも公明正大さを維持しつつ、将来に向けての安定的な運営がしていただけるのかどうかということを目安にして、信頼させていただいてお願いをするという決定をさせていただきましたので、その点は御理解をいただいて、指定管理者制度というものを全国の自治体に取り入れるようになったという、その中の一つの流れの中で行われてきたことでもありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議長（加藤保郎君）

そのほか。

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

先ほど谷口議員の御質問された3つ抱き合わせという話のところになりますけれども、こちらにつきまして、今回、スポーツと児童館の複合施設ということで計画された施設でありますので、実際、いろいろ現場の状況、それから要は合理的な運営が、どれがいかに合理的に運営できるかということなどをいろいろ検討しました。現場の構成員等とも、現場の状況を参考に聞き取りなんかもさせていただいております。

その中で、まず1つ、やはり複合施設ということでいえば、1つの管理者が、1事業者が同じ建物を、人を何人か使ってやっていくわけでありますので、管理していくのが、より合理的な運営ができるということで、指定管理の本来の目標を達成するのに、よりしていきやすいということが一つありますという理由と、もう1つは、中児童館のことにつきましては、本当に谷口議員さんがおっしゃられるように建物も別ですので、ここをどうかという話も、やっぱり検討課題に上がりましたけれども、これは現場の声なんかを確認すること、それから実際にこちらでも考えたことなんですけれども、児童館同士、中と伏見、やはり町内にある2つの児童館は、いろんな行事なんかでも連携しておりますし、ふだんの活動の中でも相談、それから時には人のやりくりなんかも一緒にやっております、そういった中で、これもよりスムーズな運営ということを考えて中で、一緒の指定、同じ事業者で指定ということが望ましいと判断しまして、こういう募集の仕方に至っております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

町長の言われることは非常によくわかるんです。指定管理で応募してきた、この団体についても、これからは当然、一番当初導入したように育成していく必要な団体でありますので、その団体に対してどうのこうのということは、私、一切思っておりません。ただ、今回の社会福祉法人、いわゆる社会福祉協議会が撤退した理由というのが、やはり相当それなりにあるんです。その協議会のほうの理事会の決定で撤退をしましょうという、結果なったんだけれども、その撤退をしましょうという結果になった、そのプロセス、議論の中で出てきておるのは、相当費用的な面、それから人的確保の面、そういうところで相当プレッシャーをかけたというのが実はかい間見られております。事情も実は聞いてきております。

それから、現場の各児童館、中児童館も伏見児童館も行って意見も聞いてきております。そ

の上で私はこういう質問をさせていただいておりますので、披瀝をすれば、全部出せませぬ。それだけ資料を持ってわざわざ聞いておりますので、その辺のところだけは、あとそれほど中へ突っ込むつもりはありませんけれども、本当にもう少し、例えば町のほうから社会福祉協議会に民生部長、理事として出席されております。その辺で実際のところ、社会福祉協議会が撤退に至ったその内容というのは、恐らく十分以上に掌握しておみえになると思いますので、その辺のところをきちっと正確に報告した中で我々を納得させていただきたい、そう思いますが、どうでしょうか。もし、支障があればいいです。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

谷口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私、民生部長として社会福祉協議会の理事として出席をさせていただいておりますので、今回、撤退をした理由の主なものについて御説明をさせていただきます。

今回、社会福祉協議会が10月1日に理事会を開催いたしまして、その中で児童館の指定管理の申請をするかどうかについて協議がされました。その中の主な理由でございますが、1つは、今までは条例の規定によりまして社会福祉法人しか指定管理の指定ができなかったということで、町内では御嵩町社会福祉協議会しか受けるところがなかったということで、先ほど町長が言いましたように、町のほうからお願いをして実施をしていただいていたという経緯があります。それが9月の定例会の条例改正におきまして、昨年のみたけ健康館、あつと訪夢、ふらっとハウスの指定管理も含めてなんですが、指定管理については、今後、公募で行っていくということで条例改正をさせていただきました。ということで、従来より、その条例改正によりましてその門戸が広がってきて、社会福祉協議会だけが受けなければいけないという状況ではなくなってきたということが1点。

それから、今御指摘のありましたように、伏見の児童館が複合施設になったということで、そこにスポーツ施設が入った中で、そのスポーツ施設についてのノウハウがない、また御指摘のように人員の確保の問題があるということ、その辺が大変であるという意見が出されました。

それから、もう1点としましては、社会福祉協議会としては社会福祉協議会本来の業務であります地域福祉事業について取り組んでいきたいということで、既に平成26年度からは障害者の自立支援事業を始めておりますし、平成27年度につきましては、現在、県の社会福祉協議会から委託を受けております地域福祉事業の関係も27年度から取り組んでいかなきゃいけないという中で、人的にも新たな事業に手を出していくことが非常に困難だというようなこと等を踏まえまして、理事会のほうでは総合的に判断をして、今回の申請をしないという結論に至りま

した。以上です。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

そのぐらにとめておきましょう。いいです。そういうそれなりのきちっとした撤退の理由があつて撤退されたということで、私どもは理解させていただきます。

それと心配しますのは、今回のこの指定管理の70号で3施設抱き合わせで、金額もある程度、かなり限定された部分がありますが、筋力トレーニングの部分で、これは社協から離れますと、一般社団法人ということになりますと、常勤の幹部職員を1名別に確保しなきゃいけないという問題が出てくると思いますが、それとあわせて筋力トレーニングに看護師2名確保と、それから指導員ということ、常勤で4名ないし5名ぐらいの人員を確保して、9時から9時まで12時間体制をとると。これに対して、これはまだ未定でありますけれども、金額的には相当きつい金額で実は提示されたというような話も聞いておりますが、実際それでできるのかどうなのかという運営上の問題ですね。

それからもう1点は、中児童館が施設が非常に老朽化しております。きのうも、もうこれで2回ほどお邪魔して見てきましたけれども、水道施設も町のほうが50万という修理費を出して修理しておる、だけれども、まだ完全な修理ができていないというような状況の中で、建物自体がかなり老朽化しておる。そういう老朽化した建物を、これをそのまま指定管理で継続して、新たな指定管理団体に持ち込ませていいかどうかという問題があると思うんですが、その辺のところはどうですかね。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

複合施設を指定管理として受け手ということでは、社会福祉協議会としては受けていただけなかったといいますか、手を上げられなかったと、我々も十分そういう部分は協議をしました。といいますのは、こちらからお願いした相手ですから、当時、もうやめてくれと言える立場ではございませんので、当然、児童館の部分だけは社会福祉協議会が残るものだというふうには、私はスタート時点では思っておりました。筋トレ関連だけは違うところに指定管理をするなり、委託をするなりしていかなきゃいけないだろうと、それを大前提で話し合いをしてきたわけがありますけれど、ある意味ではタイミングとして社会福祉協議会としては児童館の運営について手を引きたいというふうには、いつ言うのかというタイミングをはかっておられたんだなあ

いう感想を持っていますけれど、ふたをあけてみたら、やはり1つの団体しか手を挙げられなかった、ざっくばらんに言えばそういう話であります。

今の中児童館の老朽化については、私、以前から言っておりますように、中の保育園も老朽化しておりますので、今、御嵩町が手がけなければいけない老朽化施設の1番目、2番目が、この庁舎と中の保育園だと私は認識しておりますけれど、少なくともその中の保育園の運営も全て含めた上で議論をし、なおかつ、建て直しを現地でするのか、場所は移動していくのか、それらも含めて考えながら、でき得れば、同じような施設というか、子供を対象にしますから、中の保育園と中の児童館を近接させたような形の施設にしていくべきだろうと。そういう意味では、大体建築というのはどんどん維持管理にお金をかけていって、最終的に壊してということになるんですけど、最低限の補修にとどめて、お金を使わないようにしながら、そうした大きな単位で考えていきたいという思いがありますので、その点、議員の皆さんにも、今後、民営化の問題も保育園についてはございますので、そこも含めて、立地から議論していきたいというふうに思っておりますので、それをセットで議論の場に上げていきたいという意味がございまして、若干時間がかかるかと思っておりますけれど、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

今、谷口議員が質問された件とちょっと関連するんですけども、やはりその中児童館の老朽化ということで、非常に雨漏りがしていて、余り雨がひどいと天井が落ちてくるのではないかという不安があるというふうに聞いておりますけれども、その点については、当面そのままで行くというふうに理解すればよろしいですか。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

今の御質問にお答えします。

今、町長からも申し上げさせていただいた内容の中にもありましたけれども、補修につきましては、近い将来というか、今検討をこれからしていく、老朽化対策ということが大きな問題としてありまして、その対応として直近の補修等につきましては最小限にしていきたいということで、費用的に危険な部分につきましては対応しながら進めてまいりますけれども、その辺

は、現場を見ながら、直接危険というところ是对応する、それ以外につきましては、そういう大きな課題として捉えていく中での検討としたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回の議案第70号につきましては、2つの施設を包括ということで、一括委託という形をとられました。まだ若干、私は時間的余裕があるのではないかと考えております。そういう中で、実績のあるスポーツ施設等については、これはやはり実績評価でやっていただいているんじゃないかと思うんですが、児童館の取り扱いについては、若干私は問題が残るということで、もう少し時間をかけてきちっとした対応ができないのかということで、今回、この3つの施設の一括採択ということについては、いまいち賛同しかねますので、この法案に対しては反対という形をとらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

この件につきましては、不安はありますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、町としても積極的に指導といいますか、支援をしていくということですので、この件については賛成をいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第70号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第71号 可茂広域行政事務組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号 可茂広域行政事務組合理約の一部を改正する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第72号 可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号 可茂広域行政事務組合における視聴覚教育の推進に関する事務廃止に伴う財産処分について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。再開は10時40分とします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第63号、議案第65号、議案第66号の3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました3件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、各常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

12月9日の第4回定例会において本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成26年12月10日、水曜日。

2. 審査事件名、議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について。
3. 審査の経過、議案第63号は、低炭素コミュニティーの実現を目的とした低炭素まちづくり基金を新たに設置するものであるが、町の施策として適切かつ適正であるかを主眼に審査した。
4. 審査の結果、議案第63号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

次に、民生文教常任委員会に付託しました議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、以上2件、民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

それでは、報告いたします。

12月9日の第4回定例会において本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成26年12月10日、水曜日。

2. 審査事件名、議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

3. 審査の経過、議案第65号及び議案第66号は、いずれも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う介護保険法等の改正により、当該基準等を町の条例で定めるものであるが、条例の規定が適切かつ適正であるかを主眼に審査をしました。

4. 審査の結果、議案第65号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第66号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上です。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（加藤保郎君）

議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回の65号、条例の制定につきましては、これは第3次の一括法に基づいて制定される条例であります。1点だけ確認をしたいと思いますが、第2条の設置者等並びに包括支援事業の委託の条項から見ますと、これは必ずしも将来的に、いわゆる包括支援センター事業というのが、これは外部へ委託、ないしはそのセンター機能を指定管理で外部団体へ移行させるということも可能な条文になっておりますが、これは委員長、その辺はどのような審査と確認をされたのかということだけお聞きしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

ただいまの、今後外部委託もあるという点については審査しておりません。今回審査した点については、参酌すべき基準のうち、御嵩町が独自に基準を定めるものについて主眼を置いて審査をしました。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

その関係について審査をしていないということでもありますので、この質問は終わりますけれども、実はこういう条例を制定する場合に、今後の推移、影響、そしてその及ぼす効果、こういうものもきちっと検証した中で条例制定というものに臨んでいくのが、議会、ないしは議員としての正しいスタイルでないかなと思っておりますので、そういう意味で質問させていただきましては、これで終わります。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

今、岡本委員長から御答弁ありましたように、その参酌すべき基準、御嵩町が独自に基準を定めるものについての、その議論の内容をお聞かせいただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

独自に基準を定めるものについては、資料の37ページにありますけれども、そのこのウの部分ですが、これは人員配置の特例ということで、現在、御嵩町の場合、被保険者数が5,139だという説明で、今、保健師、社会福祉士、そして主任介護支援専門員（ケアマネジャー）の方がいらっしゃって、その3種を置くということになっているんですが、それ以外の職員を置くことができるというふうに町のほうで定めておまして、現在も臨時職員を1人置いているということですが、今後もそういう看護師か介護福祉士のような方を1人置いていくという、そういった内容でございます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

この条例におきましても、この参酌すべき基準のうちという、御嵩町の独自で決めたものに関しまして、特にイについての質問、議論等はありませんでしょうか。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

このイに関しましてですが、5年間保存の根拠について審査をいたしました。厚労省の基準では2年間、これは厚労省令の28条で2年間ということになっているわけですが、介護保険料の過払い請求の消滅時効等について、地方自治法により5年と定められているので、つまり苦

情とか事故等に対応するために5年ということで、当町ではそういう規定としたということでございます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（加藤保郎君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

師走の慌ただしい中、大変期間が短く設定してありましたので、密度の濃い協議、議論をしていただきました。ただいまは、私ども執行部局のほうから提案させていただきました案件について、全て賛成をしていただきました。心からお礼を申し上げます。

昨日の午前4時ごろに訃報がございました。現職の現役の職員で、税務課の片桐係長がクモ膜下出血で急逝しました。きょう、5時過ぎにこの御嵩町役場の前を霊柩車で通っていただけるといいますので、手厚く送りたいと思っておりますし、本日の通夜並びにあすの葬儀についても、できる限り誠意を尽くしたいと考えております。

60歳を過ぎれば、基本的には現役とは言われませんので、少なくともそれ前に人生が終わってしまうというのは、本当に私自身もつらく思っております。平成27年度からは、彼は多分この本議場に入って、課長職として皆さんの御質問等々にもお答えする立場になったと、有望な職員でありました。そういう意味では断腸の思いで見送らなければいけないという、そういう思いです。

佐谷議員が現職でお亡くなりになりました。これも本当につらく見送ったわけでありまして、これほどつらい別れはないなあということを感じております。

年末年始というのは、とにかく忙しくなりますし、いろんな暴飲暴食も伴うこともあるかと思っておりますので、ぜひこの場にいる議員の皆さん、そして私の後ろに控えている職員も、自分の身をしっかりと健康管理をしながら乗り切っていただけて、現職の間にそうした不幸な状況を皆さんにお知らせしなきゃいけないというような、そんな状態には絶対にならないようにしていただきたいというふうに思っております。

議員の皆さんにも、ぜひあす、彼を送ってやっていただけたらありがたく思っております。本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これをもちまして平成26年御嵩町議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員